

注意事項

～訴訟を提起される方へ～

訴訟を提起する場合、原則、次のものが必要となります。なお、このほかに追加でお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

項目	提出部数	留意点
訴状	裁判所用1部 + 被告用(人数分)	① 裁判所用, 被告用(人数分)を作成し, 押印してください。印鑑は, 認印で可です。ただし, シャチハタ式は不可です。 ② 訴状の上部余白中央あたりに捨印を押してください。 ③ ①とは別に, ご自分用として, 訴状の控えはお持ちください。
証拠書類	裁判所用1部 + 被告用(人数分)	提出する証拠書類がある場合, 次のとおりとしてください。 ① A4の大きさの用紙にコピーをとり, 綴じ代として, 左側3センチメートル程度の余白を開けてください。 ② 証拠書類の原本は, 裁判期日の当日ご持参ください。
資格証明書	裁判所用1部 (コピー不可)	原告又は被告が会社の場合, その『代表者事項証明書』等(証明日から3か月以内のもの)が必要です。 法務局で取得し, 訴状と一緒に提出してください。
戸籍全部事項証明書	裁判所用1部 (コピー不可)	原告又は被告が未成年者の場合, 未成年者と親権者の戸籍の『全部事項証明書』(証明日から3か月以内のもの)が必要です。未成年者の本籍地の市区町村役場等で取得し, 訴状と一緒にご提出ください。
不動産登記事項証明書	裁判所用1部 (コピー不可)	訴訟の目的物が不動産の場合, その登記の『全部事項証明書』(証明日から3か月以内のもの)が必要です。法務局で取得し, 訴状と一緒にご提出ください。
固定資産評価証明書	裁判所用1部 (コピー不可)	訴訟の目的物が不動産の場合, 手数料(収入印紙の額)算定のため, その不動産の『固定資産課税台帳登録事項証明書』(証明日から3か月以内のもの)が必要です。 不動産の所在地の市区町村役場等で取得し, 訴状と一緒にご提出ください。
収入印紙	/	紛争の対象となっている金額に応じ, 手数料として収入印紙が必要となります。手数料一覧表を参考に, 郵便局等で購入のうえ納付してください。 収入印紙は消印等はしないでください。
郵便切手		書類等の送付費用として, 郵便切手が必要となります。 訴訟を提起する裁判所に金額等をお尋ねいただき, 郵便局等で購入のうえ納付してください(必要となる郵便切手は裁判所によって異なります。) なお, 切手が不足した場合, 追加で納めていただくことがあります。また, 余った切手は, 現金ではなく切手でお返すこととなりますので, ご了承ください。

ご注意ください！！

マイナンバーの取扱いについて

広島地方裁判所
広島簡易裁判所

平成28年1月1日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号(マイナンバー)の利用, 提供及び本人確認の措置など, 同法に係る主要な規定が施行されます。訴訟手続その他の裁判所の手続においてマイナンバーが記載された書類を提出等される場合は, 次の点に十分ご注意ください。

- 1 訴訟手続等のためにマイナンバーを裁判所に提供する必要があるか否かを十分検討し, 不必要にマイナンバーが記載された書類(住民票の写し, 源泉徴収票など)を提出しないようにしてください。
- 2 裁判所に提出する書類(社会保障や税に関する各種申告書等の控えなど)にマイナンバーが記載されている場合には, 提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングを行った上, マスキング後のものを提出してください。
- 3 マイナンバーが記載される書類(又はその可能性が高い書類)を提出する際には, 改めてマイナンバーが記載されていないか, マスキングが漏れていないかについて, 提出者ご自身で十分確認してください。